

2024年2月15日号

雇用契約と業務契約の違い

1分でわかる！

会社を成長させるための

桑原事務所メルマガ通信

みなさま、おはようございます。

桑原事務所の医療労務担当の山田です。

今回は、雇用契約と業務委託契約の違いと留意点についてご案内します。

近年、在宅での療養のニーズが高まっていますが、訪問診療においては、看護師は雇用しているものの、管理栄養士までは確保できていないことがよくあります。この場合、在宅患者さんに必要な栄養管理や指導ができなくなりますので、管理栄養士を雇用契約ではなく、業務委託という形で仕事を委託するケースもあります。医療機関が管理栄養士と業務委託契約を結び、患者さんへ必要な栄養指導を行うというシステムです。医療機関で管理栄養士を雇用していなくても、必要な日に必要な時間だけ依頼をすることができますようになります。

では、この「業務委託」は、一見「雇用契約」と似通った契約形態に見えますが、どのような違いがあるのでしょうか？

業務委託では、委託者が受託者に対し業務を委託し、受託者が受託するため対等な立場をとります。労働の対価ではなく、あくまでも業務の委託契約であるため、業務中に起きた災害でも補償義務がありません。被用者保険である雇用保険や社会保険も適用外です。

一方の雇用契約は、雇い主からの指揮命令に従い労働すること（労務提供義務）が求められます。これに対し労働としての対価（賃金）が支払われます。業務中に起きた災害は使用者側の補償義務（または労災保険の適用）があります。

| | 業務委託 | 雇用 |
|-----------------------|------|------|
| 指揮命令 | 不可 | 可能 |
| 報酬 | 結果基準 | 時間基準 |
| 労働災害の補償義務 | 無し | 有り |
| 被用者保険 (労災、雇用、社会保険) | 適用外 | 適用 |

雇用契約と業務委託契約にはこのような違いがあります。それぞれの特徴を把握し、適切な契約形態を決めていきましょう。

(次回は、業務委託の続きを配信します)

社会保険労務士法人桑原事務所

〒747-0064 山口県防府市大字高井 1143-1

[TEL:0835-22-6706](tel:0835-22-6706)

FAX:0835-26-0023

MAIL: info@kuwasr.net
